

第104号議案 瀬戸市水道事業給水条例の一部改正についてに対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び瀬戸市議会会議規則第15条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

令和7年12月15日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 殿

発議者 瀬戸市議会議員

”

”

”

”

”

”

”

”

白井 淳

長江 公未

浅井 寿美

戸田 由久

馬嶋 みゆ子

松原 大介

中川 昌也

新井 亜由美

原 誠

(別紙)

瀬戸市水道事業給水条例の一部改正に対する修正案

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例（7年市長提出第104号議案）の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
附 則 <u>(令和13年3月分までの料金に関する特例)</u> 3 <u>令和13年3月分</u>までの料金については、改正後の条例第30条の表の規定にかかわらず、「10立方メートルまで 60円」とあるのは「10立方メートルまで 0円」とする。	附 則 <u>(令和10年3月分までの料金に関する特例)</u> 3 <u>令和10年3月分</u>までの料金については、改正後の条例第30条の表の規定にかかわらず、「10立方メートルまで 60円」とあるのは「10立方メートルまで 0円」とする。

(理 由)

この案を提出するのは、水道料金の改定については、令和8年度から令和12年度までの5か年度で42.57%の料金改定が必要との結果を受けたものである。42.57%の値上げは全市民の毎日の生活に大きな影響を与えることから、料金に関する特例中「令和10年3月分」を「令和13年3月分」に修正し、5年間の水道事業による給水収益及び国庫補助金事業等の各種財源を充てることにより、令和8年度から令和12年度までの財源確保の見通しが立つため、利用者の負担軽減に繋がるからである。